

米国国務省

バングラデシュ

人権慣行に関する国別報告・2004年

民主主義・人権・労働局発表

2005年2月28日

バングラデシュは、首相が幅広い権力を行使する議会制民主主義国である。バングラデシュ民族主義者党(BNP)の指導者、カレダ・ジアが国際および国内監視団により公正かつ自由に行われたと判断された2001年の議会選挙後に首相(PM)となった。非党派暫定政府により監視された2001年の選挙は、散発的な暴力行為および孤立的不法行為の風潮の中で行われた。司法の高いレベルはかなりの程度の独立性を示し、しばしば政府に不利な判決を下した。しかしながら、司法官は行政官および立法府の影響を受けている。低いレベル司法官は政府の決定に逆らうことを嫌がり、かつ、腐敗している。

内務省は、国内治安について主たる責任を負う警察および民兵組織集団を管理している。軍隊は対外治安について責任を負っているが、ときとして国内治安責任も与えられている。政府は、暴力犯罪に対処するために新しい警察部隊として軍隊を含む種々の法律施行機関および治安機関の職員から選抜された迅速行動大隊(RAB)を創設した。民政当局は、治安部隊の効果的な管理を維持した。RABおよび治安部隊は人権侵害を犯したが、最も重大な違反行為に関してさえ、めったに訓練を受けなかった。警察はしばしば与党系列の人物に対する調査の実施を嫌がり、また、政府は政治的目的のために警察を頻繁に使用した。治安部隊の構成員が多数の重大な人権侵害を犯した。

バングラデシュは、主として農業に基づく市場経済の国である。しかし、政府がほとんどの公益事業会社、一部の運輸会社、多数の大規模製造会社および流通会社を所有している。この年の人口は1億4,000万と推定された。この会計年度の計画経済成長率は5.5パーセントであった。賃金と給付は、比較的低いインフレーション率と歩調を合わせている。しばしば政治的動機に基づくゼネストが穀物とインフラに損害を引き起こしたモンスーン洪水と同様に経済に重大な打撃を与えた。

政府の劣悪な人権記録はさらに悪化し、政府は多数の侵害を犯し続けた。治安部隊が多数の不法な殺人を犯した。警察、民兵組織のバングラデシュ・ライフルズ(BDR)、補助組織のAnsar、RABに委任された軍隊が不当な致命的暴力を行使した。警察は、反対デモ参加者の取り締まりにおいてしばしば過度の暴力、ときとして致命的暴力を行使した。また、

警察および RAB 職員は、定常的に逮捕と尋問中に物理的および心理的拷問を行った。刑務所の状態は極めて劣悪であり、拘置中の死亡事故の要因であった。警察の腐敗は依然として問題であった。ほとんどすべての虐待が処罰されず、治安部隊をその行為に対する法的対処から保護する 2003 年立法により強められた刑事免責の風潮が虐待および殺害に終止符を打つ上で重大な障害となっている。しばしば死亡を引き起こす暴力は、この国の政治における一般的要素であった。異なる政党の支持者のみならず、しばしば 1 つの党内の異なる派閥の支持者が集会およびデモにおいて相互間および警察と頻繁に衝突した。暴徒による自警的殺人の新聞報道は日常的である。莫大な司法案件の滞貨が存在し、長期にわたる裁判前の拘留が問題であった。警察は令状なしに家宅捜索を行い、政府は違法無断居住者を強制移住させた。事実上、すべての報道関係者が自己検閲を行った。政府公務員、政党活動家、その他によるジャーナリストに対する攻撃および報道関係者を畏怖させようとする試みが増大した。政府は、特に政治的反对勢力の集会の自由を制限し、ときには、移動の自由も制限した。女性に対する暴力および差別も、売春およびときには強制労働を目的とする女性および児童の人身売買と同様に、依然として重大な問題であった。児童の虐待および児童売春が問題であった。信教の自由が制限され、宗教的少数派、身体障害者、先住民に対する社会的差別が問題であった。政府は、特に輸出加工地区(EPZ)において労働者の権利を制限した。児童労働および児童労働者の虐待が依然として広く行われた。

人権の尊重

第 1 節 下記からの自由を含む個人の完全性の尊重

a. 恣意的または不法な生命の剥奪

治安部隊が多数の政治的動機の不法殺人を犯した。警察、BDR、RAB が不法な致命的暴力を行使した。

この年の間に、治安部隊職員による殺人の件数が増加した(第 1 節 c 参照)。ほとんどすべての虐待が調査されないまま、処罰されないままとなった。その結果の刑事免責の風潮が引き続き虐待および殺人を止めさせる上での重大な障害となっている。責任が追及された例も僅かにあるが、それらにおいて有罪とされた者の刑罰は大部分行政罰であった。新聞報道によると、RAB は、この年の間に進行中の犯罪防止活動において 79 人を殺害した。警察の手による銃撃戦死亡も報告された。これらの死亡は、すべて異常な状況において、被疑者の拘留中および警察の活動中に発生した。しかし、政府は、一部の身元確認された犯罪者の死亡を RAB と犯罪者集団間の銃撃戦中に発生したものとして説明した。

7月15日、RABチームは、野党アワミ連盟(AL)の活動家、Sumon Ahmed Majumder を逮捕した。彼は、ALの議員 Ahsanullah Master の5月7日の殺害の目撃者であった。Sumon は逮捕された後に病院で死亡したが、独立人権調査者は、Sumon が RAB による拘留中に拷問を受けて死亡したことを突き止めた。年末現在で Sumon の死亡について訴追されているものは誰もいないが、政府は Sumon を強要の廉で起訴した。

8月5日、RAB 隊員が犯罪者 Pichchi Hannan を銃撃戦で殺害した。Hannan は6月26日に逮捕され、伝えられるところによると逃亡しようとしたときに RAB 隊員と Hannan 一党間の夜明け前の銃撃戦で殺された。政府は、Hannan の死亡について調査しなかった。

この年の間、裁判所は2003年7月の Mobarak Hossain の殺害で告訴された警察に対する訴訟を却下した。

しばしば死をもたらす暴力はこの国の政治における一般的要素であり、この年も増加した(第1節cおよび第3節参照)。異なる政党の支持者のみならず、しばしば1つの党内の異なる派閥の支持者が集会およびデモにおいて相互間および警察と頻繁に衝突した。人権団体によると、この年の間に政治的な動機を持つ暴力により526人が殺害され、6,235人が負傷した(第1節c、dおよび第2節a参照)。

5月7日、武装集団がALの議員 Ahsanullah Master を Tongi における党の会合で殺害した。7月10日、警察は、この殺人を行ったとして与党 BNP の青年同盟指導者を含む30人に対する告訴の手続きを行った。この訴訟は年末現在で未解決のままである。

5月21日、Sylhet のイスラム教寺院における爆発により数人が死亡し、イギリスのバン格拉デシュ高等弁務官 Ahsanullah Master を含むその他の数十人が負傷した。政府は本格的な調査を行わず、告訴の手続きも行われていない。

8月21日、AL 総裁 Sheikh Hasina が演説したダッカの大会における一連の重大な爆発によりALの女性問題書記 Ivy Hahman を含む少なくとも20人が死亡し、その他の数百人が負傷した。8月22日、政府はこの事件を調査する司法委員会を設置し、10月2日、委員会はその報告を政府に提出した。政府はこの報告を発表しなかったが、新聞は、この1名調査委員会が、この攻撃を背後であやつり国内の助力を得て実行した外国諜報機関の関与をほのめかしたと述べた。

Sheikh Mujibur Rahman の1975年殺害事件の進展はなかった。10月20日、ダッカ首都裁判所は、4人のAL政治家の1975年獄中殺人事件について5人のBNP 党員に無罪判決、

3人の陸軍将校と他の9名に終身刑、他の3人に死刑の判決を言い渡した。

自警殺人および暴徒による殺人は一般的であった。2月9日、暴徒が Khulna および Bagerhat において、非合法左翼団体団員とされた4人を殴り殺した。4月1日、"Bangla Bhai" すなわち、ベンガルの兄弟と自称する自警団員が Rajshahi の北部地区および隣接地区で最初は警察の支持を受けて犯罪防止運動を打ち上げた。非合法化左翼団体に属する犯罪者とされた数人が自警運動で殺害されたが、この運動は政府が報道陣および反対党の批判に応じて Bangla Bhai の逮捕を命令するまで約2カ月続いた。この年末現在で、Bangla Bhai は拘束を免れており、潜伏している。9月26日、暴徒がダッカのフリー・スクール・ストリートで強盗とされた3人を焼き殺した。

この年の間、2003年11月に Narayanganj における抵抗に対する警察の対応に関する裁判について政府の措置は講じられなかった(第6節b参照)。

インドとの国境沿いの暴力が依然として問題であった。国内人権非政府組織(NGO)の報告によるとインド国境警備隊がこの年の間に76人の市民を殺害した。報道記事および人権団体によると、国境における暴力のために過去6年間に数百人の市民が殺害された。

b. 行方不明

この年の間、行方不明と誘拐も問題であった。バングラデシュ人権強調協会(BSEHR)のとりまとめた新聞報道によると、この年の間に合計344人が誘拐された。別の人権団体の Odhikar によると、この年の間に28人が政治的目的のために誘拐された。営利目的の誘拐も依然として重大な問題であった。たとえば、2月23日、Bandarban Hill 地区のリゾート・ホテルの支配人は、本人の家族が同人の解放と引き換えに25,400ドル(150万タカ)以上といわれる身代金を払った後に、3週間の監禁後に解放された。一般に、釈放された犠牲者は、さらなる攻撃を恐れて身代金の支払いを認めることを嫌がり、このような報告を確認することは困難である。2003年7月にチッタゴンで発生した BNP 指導者で著名な実業家、Jamaluddin Choudhury の誘拐事件の捜査に大きな進展はなかった。

c. 拷問およびその他の残忍扱い、非人道的または品位を下げるような扱いあるいは刑罰

憲法は拷問およびの残忍な扱い、非人道的または品位を下げるような扱いあるいは刑罰を禁止している。しかし、警察と RAB は、逮捕および尋問中に日常的に物理的および心理的拷問ならびに残忍な扱い、非人道的または品位を下げるような扱いを行っている。拷問は、脅迫と殴打、電気ショックの利用からなる。バングラデシュ・トラウマ・リハビリテーション

ヨン・センターによると、この年の間に治安部隊による拷問のために 1,959 人の犠牲者と 42 人の死者が生じた(第 1 節 a と d、第 2 節 a 参照)。他の人権団体、Ain-O-Shalish Kendro (ASK)は、この年間における拷問による死者 26 人を報告した。これらに責任を負う者に対する政府の告発、有罪判決、処罰はめったに行われず、免責の風潮がこのような警察の虐待を継続させた。

5 月 14 日、チッタゴンにおいて、Anware 警察の一隊が退職教師の Abu Ahmed Master を逮捕し、警察署に連行し、殴る蹴るの暴行を加えた。警察に現れた彼の息子に対し、責任者の係官が 847 ドル(50,000 タカ)を要求し、彼の父親を殺すと脅迫した。警察は、賄賂の支払い後に、5 月 15 日早朝に Master を釈放した。地方腐敗防止局がこの事件を調査し、報告書を提出したが、この年末現在、この事件は未解決のままである。8 月 10 日、巡査部長の Altaf Hossain Mollah は、Aminul Kabir Sumon を Wari 警察派出所の天井から逆さに吊し、意識を失うまで同人を回転させた。三面記事通信社の記者の Sumon は、人身売買と売春の共犯嫌疑がかけられていた Altaf の談話をとるためにダッカに来た。政府は Altaf を停職にしたが、それ以上の措置は講じていない。

BSEHR によると、この年の間に法律施行職員またはその他の公務員による 11 件の強姦があった。12 月 18 日、Chuadanga において、警察が Dolly Khatun を尋問のために警察官分駐所に連行したが、そこで 14 人の警察官が彼女を輪姦した。一般市民の抗議に応じて、政府は 14 人の警察官すべての職務を停止し、そのうちの 5 人を逮捕した。12 月 21 日、Khatun はこれらの警察官に対する刑事告訴の手続きを行った。この年末現在、この事件は未解決のままである。大概の場合、強姦および拷問の廉で告発された法律施行職員は取り調べを受けない。しかし、政府が措置を講じた例もある。9 月、1995 年に Dinajpur で十代の少女を強姦・殺害した廉で有罪になった 3 人の警察官が Rangpur 刑務所内で絞首刑に処された。一部の例では、女性が強姦されたと届け出た後、彼女たちはしばしば「安全保護」のために拘留され(実際には監房に閉じこめられた)、そこで劣悪な状態に置かれ、ときにはさらに虐待と強姦の被害を受けた(第 5 節参照)。

人権グループおよび新聞報道の伝えるところによると、農村地域において道徳的に有罪とされた女性に対して、しばしばファトゥア(第 2 節 c 参照)に基づいてむち打ちのような刑罰を含む村八分的処罰が行われた。ASK のニュース・モニタリング部は、この年の間に 35 件のファトゥアを記録した。これらの事件において、7 人がむち打ちされ、その他の人々は身体的暴行から家族に対する村八分に至る刑罰を科せられた。

拒絶された求婚者、憤激した夫あるいは復讐を求める者がときに女性の顔に酸を浴びせた(第 5 節参照)。

刑務所の状態は極めて劣悪であり、拘置中の死亡事故の要因であった。この年の間に 103 人が刑務所で死亡し、その他の 240 人が警察およびその他の治安部隊における拘置中に死亡した(第 1 節 a 参照)。すべての刑務所は超満員であり、適切な設備を欠いている。政府の統計データは、約 76,148 人の現刑務所収容人数が約 25,823 の公式刑務所収容定員の 300 パーセントに近いことを示した。人権団体の受領した統計によると、全刑務所収容人員のうち、52,137 人が裁判を待っており、23,536 人が既決であり、36 人が告発を受けることなく拘留されている。大概の場合、監房は非常に混雑しているため囚人は交代で寝る。

法の要求により未成年者は成人から分離して拘留しなければならない。しかし、設備不足のため、実際には多数の未成年者が成人の囚人とともに収容されている。高等裁判所は、2003 年 4 月、政府に対し被疑未成年者を成人の囚人と分離して収容することおよび彼らを迅速に矯正施設に移送することを命令した。高等裁判所は、政府に対し子供の権利団体の代表者を非公式刑務所訪問者のリストに含めることも命令した。未決拘留者は既決囚と分離されていない。

女性は男性から分離して拘留されているが、同様に極めて劣悪な状態にさらされている。

法律は安全保護対象女性を犯罪者とともに収容することを禁止しているが、実際には、分離設備が存在しない。2002 年、政府は、可能な場合に、安全保護対象女性をホームレス・センターまたは NGO 運営の保護施設への移送を開始した。

一般に、政府は、国際赤十字委員会(ICRC)を含む独立人権監視団体の刑務所訪問を許可しなかった。各刑務所地域から政府により任命された著名市民の委員が毎月刑務所を監視しているが、その調査結果は発表されていない。地方判事もときおり刑務所を訪問するが、その調査結果はほとんど発表されていない。

d. 恣意的な逮捕または拘留

憲法は、恣意的な逮捕または拘留を禁止している。しかし、当局は、非予防的拘留状況においてさえ、しばしばこれらの規定を犯した。憲法は、特に、具体的な保障措置付きの予防拘禁を許可し、かつ、治安判事の命令または令状なしで行う犯罪行為容疑個人の拘留を規定している。政府は恣意的に個人を逮捕・拘留し、また、公式告発または具体的な告訴の手続きを行わずに市民を拘留するために 1974 年特別権限法(SPA)のような国家治安法律を利用した。

警察は国の組織である。他の治安部隊は国境地域を警備する責任を負っているが、犯罪防止運動の遂行も要求された。警察は無能と見られ、しばしば与党系列の人物に対する調査の実施を嫌がり、また、政府により政治的目的のために頻繁に利用されると考えられた。腐敗と資源、訓練、規律の深刻な欠如が広範囲に及んだ。2003年2月、議会は、50人と推定される死者および人数不明の拷問犠牲者をもたらしたクリーン・ハート作戦と呼ばれる全国犯罪防止運動中における治安部隊の行為の法的結果から彼ら保護する法を可決した。合同運動免責法は、2002年に始まり2003年1月9日まで続いたこの運動中に発生した死亡および人権侵害に対する裁判所による法の裁きを求める人々の要求を阻止した。2003年、高等裁判所は、政府に対し免責法の合法性に関して通告を発したが、この年の末までに進展はみられなかった。政府は、他の警察部隊および軍隊を含むその他の治安機関から要員を引き抜いて、優れた装備を持つ新しい警察隊、RABを創設し、警察全体を改革する計画を策定したが、人権問題に対処する具体的な措置はほとんど講じられず、RABは重大な人権侵害を犯した。警察構成員の犯罪疑惑の調査について責任を負う独立機関がないため、警察の権力乱用の犠牲者は、一般に、警察に対する訴訟の提起を嫌がる。

法律は、すべての場合における令状の使用を規定していない。刑事訴訟の第54条およびダッカ首都警察(DMP)条例の第86条は、治安判事の命令または令状なしに行う犯罪行為の疑いによる個人の拘留を規定しており、政府は正式告発または具体的な告訴なしに日常的に個人を逮捕した。この年の間、両法令とも乱用された。しばしば政治的動機に基づく大量逮捕が引き続き行われた。Odhikarによると、ダッカ首都地域において、この年の1月から8月までの間第54条に基づいて合計4,126人が逮捕され、また、DMP条例の第86条および第100条に基づいて別の58,722人が逮捕された。

当局は、政府に対する批判的な意見または異なる意見の表明に対する処罰として、虚偽の嫌疑により人々を拘留するために第54条および第86条を利用した。9月24日、ダッカにおいて、警察は、反対政党により10月3日に計画されていた公開集会に先立ち、多数の反対政党党員を逮捕した。高等裁判所は、人権NGOからの請願の提出を受けて、警察に対し10月3日まで第86条に基づく市民の逮捕を禁止した。しかし、警察は、第54条に基づく逮捕を続けた。憲法は、迅速な司法決定を受ける権利を規定している。しかし、これは、事実上、ほとんど実施されない。たとえば、8月5日、バングラデシュ全国女性法律家協会(BNWLA)は、告発を受けることなく収監されている14才の少女、Shama Nishatの釈放を求める請願を提出した。裁判所はこの請求を認め、この少女のBNWLA保護下に移送するよう命令した。2003年12月、14才の少年が2年間の拘置後に拘置所から釈放された。この児童は犯罪者に対する無差別一掃手入力で逮捕されたが、どのような罪においても告発されなかった。政府または地方治安判事は、SPAに基づいて、国家の安全を脅かすおそれのある行為の実行を予防するために個人を30日間拘留するよう命令できる。しかし被拘

留者はときとして長期にわたり拘留される。SPA 案件の場合、治安判事は、15 日目までに、被拘留者に対しその拘留の理由を通知しなければならず、また、審議会が 4 カ月後に SPA 被拘留者の案件を審査することになっている。被拘留者は上訴する権利を持っている。

通常裁判所においては、機能している保釈制度がある。しかし、一定の治安・犯罪法に基づいて、保釈できない拘留期間が存在する。8 月 3 日、高等裁判所判事団は、政府に対し 360 日以上裁判を受けずに拘留されている 7,400 人以上を保釈するよう命令した。

刑事被拘留者は弁護士に対する接見を許された。しかし被拘留者は審議会に対して代理人として弁護士を立てる権利は与えられなかった。国費被告側弁護人はめったに与えられず、また、財政的援助を与える法的援助制度もほとんどなかった。弁護士との接見は、通常、告訴手続きが行われた後に初めて与えられた。2003 年 4 月、高等裁判所は、法的代理人が第 54 条に基づいて逮捕された者に接見することを許可する命令を発出した。

恣意的逮捕がこの年の間に横行した。政府は、ときとして、政治活動家の釈放を避けるために連続拘留を利用した。5 月 22 日、警察は、NGO Proshika の会長、Kazi Faruque Ahmed を不正行為および腐敗という名目で逮捕した(第 4 節参照)。

この年、政府は、11 年以上裁判を受けずに収監されていた 16 人、10 年以上の 10 人、9 年以上 29 人、8 年以上の 51 人、7 年以上の 111 人、6 年以上の 238 人、5 年以上の 502 人、4 年以上の 917 人、3 年以上の 1,592 人、2 年以上の 3,673 人を含むリストを裁判所に提出した。

政府は、政治的反対者およびその家族を攻撃し、畏怖させるために第 54 条および第 86 条を頻繁に利用した。警察は、ときとして、法的典拠を引用せずにデモの前およびデモ中に反対勢力の活動家を拘留し、その行事が終わるまで拘留した。4 月 18 日、警察は、政府を権力の座から引き下ろそうとする AL の努力を掘り崩すために、大量逮捕作戦を行った。警察は、政府を倒そうとする AL の運動に対応して 10,000 人以上を逮捕した。メディアの報道によると、裁判所は、被拘留者に自らを弁明する機会を与えずに短い刑期の判決を言い渡したが、大部分の者は最終的に釈放された。

Odhikar の報道記事とりまとめ報告は、この年の間に政治的理由のために合計 526 人が殺害され、約 6,235 人が負傷し、2,918 人が逮捕されたと述べた(第 1 節 a、c および第 2 節 a 参照)。Odhikar による政治的理由の逮捕者数は、4 月の大量逮捕を含んでいない。

政治的理由による拘留の合計件数を推定することは困難である。多数の活動家が犯罪で告

発され、多数の犯罪者が政治活動家だと主張している。このような拘留の大部分は数日または数週間続くように思われ、大部分の事案の被告が保釈を受けた。しかし、不法な告訴の棄却または無罪釈放には何年もかかった。

e. 公正な公開裁判の否定

憲法は、独立司法組織を規定している。しかし事実上、憲法の長年にわたる暫定規定は下級裁判所を行政の下に置き、裁判所は行政の影響を受けた。司法組織の高いレベルは相当な程度の独立性を示し、刑事、民事、政治的に論議の多い訴訟においてさえしばしば政府に不利な判決を下した。腐敗、司法組織の非効率、莫大な滞貨が重大な問題である。裁判制度は、下級裁判所と最高裁判所の 2 つのレベルからなる。両方とも民事訴訟と刑事訴訟を審理する。下級裁判所は、政府の行政機関の一部をなす治安判事および司法機関に属する法廷判事と地方裁判所判事から構成される。最高裁判所は、高等裁判所と上訴裁判所の 2 部門に分かれる。高等裁判所は一審を審理し、また、下級裁判所から送付された案件を再審理する。上訴裁判所は、高等裁判所の判決、命令、指令、または宣告の上訴を審理する裁判権を持つ。上訴裁判所の決定は、その他のすべての裁判所を拘束する。

8 月 17 日、最高裁判所は、司法を行政から分離する 1997 年の高等裁判所の命令を実行する時間枠を設定しないことについて政府を批判した。年末現在で、政府はこの命令を完全に実行していない。

法律は被疑者に弁護士により代理される権利、起訴資料を調べる権利、証人を召喚する権利、判決に上訴する権利を与えている。裁判は公開され、被告人は弁護人を依頼する権利を持った。しかし、国費被告側弁護人はめったに与えられなかった。公安法、法秩序紊乱罪迅速裁判法(STA)、女性・児童抑圧防止法の規定に基づいて、特別法廷が訴訟を審理し、判決を与える。これらの法律に基づく訴訟案件は明確に限定された期限内に調査・審理されなければならないが、割り当てられた期限内に訴訟が終了しなかった場合の当該訴訟の処理についてこの法律は明確でない。被告人は無罪を前提とし、上訴する権利を持つ。

7 月、議会は代替紛争解決(ADR)の利用を成文化し、その利用をシレットおよびチッタゴンに拡張した。ADR により、市民は訴訟を提起する前に自分の案件について調停を受ける機会を持つ。政府筋によると、民事案件における調停の一般的利用により裁判が迅速化された。

裁判制度は腐敗および大量の訴訟滞貨により悩まされ、裁判の典型的特徴はその長期化であり、その間被告人は収監されたままであった。これらの状態は、実質的に、多くの人々

から公正な裁判を受ける権利を奪った。9月14日、トランスペアレンシー・インターナショナルの調査が治安判事、検事、裁判所職員が STA に基づいて告発された訴訟の 67 パーセントで被告人に賄賂を要求したことを明らかにした(第 1 節 d 参照)。4月20日、大統領は、刑事事件の被疑者の保釈決定に際して金銭を受け取った違法行為の罪で高等裁判所の判事、Syed Shahidur Rahman を解任した(第 1 節 d 参照)。

政府は、政治犯を拘留していないと述べた。しかし、野党および人権監視団は、多数の政治活動家が逮捕され、根拠のない犯罪容疑で有罪判決を受けたと主張した(第 1 節 d 参照)。NGO は、囚人に接見できなかった。

f. プライバシー、家族、家宅、通信に対する恣意的な干渉

法律は、上記のような行為を許容する SPA の場合を除き、このような行為を禁止している。警察は、SPA に関係しない事案においてさえ、めったに令状をとらず、また、これらの規定に違反した警察官は処罰されなかった。国境なき記者団(RSF)は、警察が報道関係者の e メールを監視していると主張した。警察特別部門、国家安全諜報部、軍諜報総局は、政府に対する政治的反対者と思われる市民について監視・報告する情報提供者を使用した。

政府は、ときとして、人々を強制移住させた。2002 年、高等裁判所の法廷は、ダッカの Amtali 地区のスラムを取り壊す住宅・公共事業省の命令を 3 ヶ月間停止し、政府に対しスラム住民の移住命令が発出されない理由を説明するよう命令した。

警察は、ときとして、警察により手配されている個人の家族の構成員を脅迫した。この年の間、手配されている親族に関する情報を引き出すために法律施行職員により行われた家族構成員の物理的虐待または拘留事件があった。

第 2 節 下記を含む市民の自由の尊重：

a. 言論および報道の自由

憲法は、治安、外国との友好的関係、公の秩序、礼儀、道徳のためにおよび名誉毀損または違法行為の煽動を防止するために合理的と考えられる制限を条件として、言論および報道の自由を規定している。しかし、政府は、実際にこれらの権利を制限した。

個人は、必ずしも、報復を恐れることなく政府を公然と批判できるとは限らない。また、政府は、しばしば、政治集会を禁止または解散させることにより批判を妨げようとした。

数百の日刊および週刊刊行物が発行された。一部の刊行物は政府の全般的政策を支持しているが、大部分の新聞は政府の政策および活動について批判的に報道している。政府所有の公式通信社以外に、外国所有者系列の民間通信社も 1 つある。大多数の新聞は、首相の政策および活動も含めて政府の政策および活動について批判的に報道した。政府所有の公式通信社の他に、一流国際会社の系列の民間通信社がある。

ニュース記事のこの急増にも関わらず、2003 年、国境なき記者団(RSF)は、武装反乱活動、民兵、政党が常にジャーナリストの生命を危険にさらし、政府はジャーナリストをほとんど保護せず、反対に、このような暴力の責任を負う者に免責を与えていると述べた。

新聞の所有者および内容は、政府の直接規制下にはない。しかし、政府は多くの新聞にとって存続の要となる広告の掲載と安価な新聞用紙の割当を通じて、ジャーナリストに影響を及ぼすことができた。過去数年と異なり、民間会社は政府に批判的な新聞社への広告掲載を嫌がらなかった。政府はほとんどのラジオ局とテレビ局を所有・支配しており、また、これらの放送局のほとんどはその取材の大半を政府関係に集中した。野党のニュースは、政府所有メディアからほとんど取材されないのが常であった。

情報省は 1 つの民間ラジオ局と 3 つの民間テレビ局を認可した。ケーブル業者は、一般に、政府の干渉を受けずに機能した。しかし、すべての民間局は、運営の条件として、一部の政府ニュース番組および首相および大統領の演説を無報酬で放送するよう要求された。

この年の間、ジャーナリスト保護委員会および RSF は、この国におけるジャーナリストの処遇および監視状態を厳しく批判した。この年の間に、ジャーナリストや新聞への攻撃および威圧しようとするその他の試みが政府および政党活動家によりしばしば行われた。政治暴力の場合に政治活動家によるジャーナリストに対する攻撃は一般的であり、一部のジャーナリストは警察署で負傷した。Odhikar によると、この年の間に 111 人のジャーナリストが負傷し、5 人が殺害され、9 人が逮捕され、2 人が誘拐され、32 人が襲撃され、293 人が脅迫された。また、この年の間に 6 つの新聞社が攻撃的となった。また、編集者および上級ジャーナリストが政府に不利な掲載記事に関して匿名電話を受けたといわれる。しかし、このような電話による明白な暴力の脅迫は希であった。

1 月 15 日、Khulna プレス・クラブ会長で New Age 新聞社および Sangbad 新聞社の記者、Manik Chandra Saha が爆発物を投げ付けられて殺された。3 月、警察は、左翼グループの構成員といわれる数人を Saha 殺害の廉で告発した。6 月 27 日、爆発により Daily Janmabhumi の編集者が殺害された。警察は、左翼といわれる者数人に責任を帰した。両

事件とも年末現在で係属中である(第 1 節 a 参照)。

10月3日、Daily Durjoy Bangla の編集主幹でバングラデシュ・ジャーナリスト同盟連合のある派閥の副会長、Dipankar Chakrabarty が会社からの帰宅の途中で襲撃されて死亡した。3人が逮捕されたが、保釈され、この事件は年末現在で係属中であった。

政府は、ジャーナリストに自己検閲を強制するために間接的圧力を加えた。たとえば、7月1日、首相の報道担当係官が民間テレビ記者を呼びつけて、野党候補の運動の取材を止めなければ与党活動の取材を制限すると脅迫した。この記者は、従わなかったため、その上司により投票日取材から外された。

外国出版物および映画は、調査および検閲の対象とされた。政府映画検閲委員会は、国内映画および外国映画を調査し、国家の安全、法と秩序、宗教心、猥褻、対外関係、名誉毀損、または剽窃の理由により、それらを検閲または禁止する権限を持っている。ビデオ・レンタル・ライブラリがいろいろな種類の映画を仕入れたが、これらのレンタル映画に検閲を実施する政府の作業は散発的であり、効果が上がらなかった。

政府の検閲は、ほとんどの場合、不謹慎なまたは猥褻なポルノ、イスラム教に関する虚偽の陳述または名誉を毀損する恐れのあるもの、国家の指導者に関する好ましくない言動について行われた。4月15日、政府は、アダムとイブについて猥褻な用語を使用した廉でインドの雑誌 Dosh の 4月2日号を没収した。4月、政府はこの国の否定的な描写を理由としてタイム誌を非難し、国営航空会社 Biman を含む政府施設に置くことを禁止した。

作家の Taslima Nasreen は、依然係属中のイスラム信仰を侮辱した廉の彼女の犯罪嫌疑事案に対して保釈金を払って釈放された後、国外に滞在し続けた(第 2 節 c 参照)。2002年、裁判所は、1999年に Jamaat-e-Islmani 指導者により告発された訴訟において「イスラム教の名誉を傷つける批判」を行った廉で Nasreen に対し欠席のまま1年の刑を宣告した。

政府は、市民のインターネットに対するアクセスを直接規制しなかった。RSF は、警察がジャーナリストの eメールの監視を続けていると主張した(第 1 節 f 参照)。

政府は、学問の自由を制限しなかった。しかし、微妙な宗教的および政治的問題の研究は歓迎されなかった。

b. 平穏な集会および結社の自由

憲法は、公の秩序および公衆衛生の利益のために課される制約を条件として、集会の自由を規定している。しかし、政府は、しばしばこの権利を制限した。法律は、政府に対し 4 人を超える者の集会を禁止することを許容しており、ある人権団体によると、政府は、この年の間に、このような禁止を 57 回行った。政府は、ときとして、治安上の理由のために集会を禁止する禁止令を使用した。1 月 3 日、警察と森林警備隊が Tangai 地区の Madhupur 森林地帯のエコパーク・プロジェクトに抗議する部族民の行列に発砲したときに、この森林地帯の Garo 部族の一人、Piren Snal が殺害された。治安判事裁判所は、Snal の家族から提出された請願に応じてこの事件の司法調査を行ったが、11 月 17 日に証拠不十分の理由で訴えを却下した。Snal の家族はこの調査報告の適法性について異議を唱える他の請願を提出し、この案件は、年末現在、係属している。

3 月 11 日、BNP 支持活動家が警察と連携して前大統領の Badruddoza Chowdhury とその支持者をダッカの Mohakhali 近くで攻撃し、300 人以上を傷つけた。この日、Chowdhury は市中心部の会場で新しい政党を立ち上げるようになっており、一行はその会場に向かって行進中だった。警察はどのような場合にも与党の行進を妨害することはなかったが、野党に対してはしばしば実力を使用してその行進を中断・阻止した。2 月 12 日、警察はダッカで行われた AL の行進の参加者に棍棒で殴りかかり、議員(M.P.)の Ahsanullah Master、AL 総裁の政治秘書 Saber Hossain Chowdhury を含む数十人を負傷させた。

憲法は、道義または公の秩序の利益のために「合理的な制約」に従うことを条件としてすべての市民の結社の権利を規定しており、政府は一般的にこの権利を尊重している。個人の私的グループへの加入は自由であった。

c. 信教の自由

憲法はイスラム教を国の宗教として規定しているが、法律、公秩序、道徳を条件として自己の選択する宗教を信奉する権利も規定しており、政府は一般的にこの権利を実際に尊重した。政府は非宗教的であるが、宗教は政治に強力な影響を及ぼしている。宗教的少数派に対する差別は政府と社会の両方のレベルに存在するが、政府による迫害の明確な証拠はない。しかし、宗教的少数グループは、政府関係職業および行政官庁へのアクセス、司法の利用のような領域で実際に不利益を被った。

宗教団体は政府に対する登録を要求されない。しかし、宗教団体を含むすべての NGO は、社会開発プロジェクトのために外国の資金を受け入れる場合、NGO 業務局に登録しなければならない。政府は NGO の登録を取り消すかまたは NGO の執行委員会の解散、その銀行口座の凍結、プロジェクトの取消のようなその他の措置を講ずる権能を持っている。しか

し、かかる権限はめったに行使されず、また、宗教関連 NGO には影響を及ぼさなかった。

Ahmadiyas に対する差別は、この年の間、継続した。1 月、政府は、Ahmadiya を非イスラムと宣言するよう求めた一部のイスラム教徒の要求に応じて Ahmadiya 刊行物に対する禁令を公示した。12 月、高等裁判所は中止を命令し、当該行政命令の公式施行を事実上停止した。警察は、2 つの事案において、ダッカと Patuakhali の Ahmadiya モスクから書籍を押収し、また、1 月に Khulna において 1 人の青年が Ahmadiya のリーフレットを所持していた廉で短期間拘留された。警察は、Ahmadiya のモスクを礼拝所ではなくモスクと表示している看板をデモ参加者が撤去する行為を、ときには許可し、さらには手助けさえ行った。

これまでの数年と同様に、政府は、1947 年の分離時に国家がヒンズー教徒から取り上げた財産の一覧表を作成しなかった。

政府は、種々の宗教に対し礼拝所の設置、聖職者の訓練、宗教目的の旅行、外国の共通宗教信者との関係の維持を許可した。法律は、市民の改宗を認めている。しかし、イスラム教からの改宗に対する強力な社会的抵抗は、キリスト教グループによる大部分の伝道的努力が数世代にわたってキリスト教徒である地域社会への奉仕に向けられることを意味した。外国人宣教師はこの国で活動することを認められたが、改宗させる彼らの権利は憲法により明示的に保護されていない。一部の宣教師は、毎年更新しなければならないビザの取得または更新で問題に直面した。一部の外国人宣教師は、自分たちの活動が国内治安部隊等により厳重に監視されていると報告した。しかし、この年の間に政府のその他の嫌がらせを報告した宣教師はいなかった。

この年の間に Ahmadiya、ヒンズー教徒、キリスト教徒に対する差別が発生した。4 月、Rangpur 村でイスラム教徒のデモ参加者が Ahmadiya に属する 12 軒の家を破壊し、15 人の Ahmadiya 改宗男女を攻撃したが、警察はこれを阻止しなかった。地域の一部のイスラム教徒により、これらの改宗者は自らの意志に反して数時間拘束され、彼らの新しい信仰を放棄するよう圧力をかけられた。Ahmadiya は、Khatme Nabuyat Movement および Aamra Dhakabashi からの脅迫に直面して政府に保護を訴えた。8 月 27 日、警察は、ダッカの Ahmadiya 寺院センターの包囲攻撃を計画していた Aamra Dhakabashi の 4 人の指導者を逮捕した。

1 月 1 日、新聞報道によると、地元 BNP 指導者に率いられた武装襲撃者がヒンズー教徒に属する 20 軒の家屋に放火し、30 人を負傷させたといわれる。犠牲者は、攻撃は未解決の財産紛争に端を発したと主張した。9 月 22 日、Rangpur 地区の Adam Sarkerpara 村でイ

スラム教徒の一団がヒンズー教徒に属する 7 軒の家屋に放火した。続いて放火容疑者は消火しようとした人々を攻撃し、18 頭の畜牛を盗んだといわれる。

9 月 18 日、正体不明の襲撃者がキリスト教改宗者の Joseph Gomes 博士を Jamalpur 地区の自宅付近で殺害した。警察は、地元の宗教学校教員の Maulana Abdus Sobhan Munshi、別名 Michha Munshi を殺人の廉で逮捕し、2 週間拘留した後に釈放した。年末現在、この犯罪で誰も起訴されていない。

9 月、警察は、チッタゴンで 11 人のヒンズー教徒家族を殺害した 2003 年 11 月の放火容疑で 18 人を逮捕したが、そのうち 2 人が自白した。Jessore の Ahmadiya 指導者の 2003 年 12 月の殺害事件に関して政府は逮捕を行っておらず、また、逮捕が行われるとは考えられていない。9 月 14 日、Ahmadiya の指導者がこの殺人事件の警察調査報告を拒絶する不信任請願を裁判所に提出した。この事件は、年末に地元の警察から警察の犯罪調査部門に移送された。

宗教的少数グループは、政府関係職業および行政官庁へのアクセスに関して不利であった。政府事業における選考委員会は、しばしば、少数グループの代表者を欠いていた。

詳細な論議については、2004 年の国際信教自由報告参照。

d. 国内移動、外国旅行、海外移住、帰国の自由

憲法はこれらの権利を規定し、政府は、実際に、一般的にこれらの権利を尊重した。しかし、政府がこれらの権利を制限する場合もあった。

2 月 23 日、チッタゴン・ヒル地区(CHT)において自称政府支援グループ党が著名な法学者にして Gono Forum 会長、Kamal Hossain 博士の車列を攻撃した。博士は、部族団体により組織された大会に出席するために Rangamati に向かうところであった。Hossain 博士とその側近者は、警護が不十分であるためチッタゴン市に引き返した。2 月 26 日、AL 総裁、Sheikh Hasina の車列が Barisal の Charkawa フェリー駅付近で襲撃された。

2 月 6 日、ダッカの Zia 国際空港で入国管理官が Jatiya 党議長・前総裁 Hossain Muhammad Ershad のモルジブ旅行を禁止した。Ershad は、入国管理官が政府の高いレベルからの指示に従って行動したと主張した。政府と Jatiya 党指導者の会談により問題が解決され、Ershad は出国を許可された。5 月、政府は、国連先住民問題常設フォーラムの第 3 回会期に出席する CHT 地域協議会議長、Shantu Larma の出国許可を拒絶した。

この国の旅券は、イスラエルへの旅行については無効であり、Salah Uddin Shoaib Chaudhury は 2003 年 11 月にイスラエルに旅行しようとしたために、投獄されたままである。

憲法は国外追放を規定しておらず、それは用いられなかった。

難民、特にビハール人およびローヒンギャ人難民に対する定型的な無視が続いた。1947 年の英領インドからの分離中に旧東パキスタンに移住し、1971 年の独立戦争中にパキスタンを支持した約 300,000 の非ベンガル人ビハール・イスラム教徒が全国の収容所に住み続けてきた。国際難民奉仕協会によると、これらの人々は、教育、医療をほとんど利用できない不衛生な状態のこの国の収容所で生活している。一部のビハール人は 1972 年に市民権を拒否し、パキスタンへの本国送還を待っているが、パキスタン政府は彼らの受け入れを渋ってきた。2003 年 5 月、ジュネーブ・キャンプに住んでいる 10 人のバングラデシュ生まれのビハール人が高等裁判所により市民として認められ、選挙権を与えられた。1971 年以後に生まれた行き場のないビハール人の多くは主流のベンガル語を話す環境に同化し、市民権が与えられるならばそれを受け入れる可能性が高い。

この年、20,291 人のローヒンギャ難民が、国連高等難民事務所 (UNHCR) と協力して政府が管理している 2 つのキャンプに残っている。政府は、ビルマに帰国できないローヒンギャ難民の国内就労、地域の医療制度の利用、子弟の地域学校入学を認めるよう求めた UNHCR の要求を拒否し続けており、すべてのローヒンギャ難民はビルマに帰国するまで収容所に留まらなければならないと主張している。政府は、この年の間に 210 人の難民を本国へ送還した。

政府はローヒンギャを違法な出稼ぎ労働者に分類することによりローヒンギャに対する庇護を拒否し、かつ、国境でできるだけ多くの人々を追い返した。UNHCR によると、政府により送還された一部の難民は迫害を逃れているのであり、難民の地位を得る資格を持っている。UNHCR 収容所の未登録の人々の一部はビルマへの正式本国送還後に不法に戻ってきた人々であるが、収容所の被登録者の人数に基づいて割当を受ける縁者と食料と住む場所を分かち合って生活している。何度にもわたって、収容所係官が未登録者の一部を警察に引き渡し、警察は外国人法に基づいて拘置所に送った。この年の間、Cox's Bazar 地域の地方拘置所に約 109 人のローヒンギャ難民が収容されていた。UNHCR の係官が拘留されている難民を 1 月に 1 度訪問した。

6 月、政府の強制本国送還、警察、補助 Ansar 職員、Majhis (BDG 収容所係官により選任

されボランティアとして働く難民地域社会指導者)による虐待に抗議するために、Kutupaalong 収容所の一部の難民がデモを行い、配給食料を拒否し、政府運営診療所をボイコットした。デモ参加者は、UNHCR からの保護が受けやすい Cox's Bazaar 市に近い場所に収容所を移転することも要求した。デモ参加者は世界食糧計画の係官を攻撃し、児童の通学を阻止し、女性の自力救済プログラムへの参加を妨げた。UNHCR によると、6月6日、警察は定期夜間パトロール中に投石を行った数百人の抵抗者グループに約15回発砲した。負傷は報告されていない。9月初め、政府は、自己依存プログラムに基づいて難民に暫定的滞在の権利および移動の自由を与える UNHCR の提案を正式に拒絶した。

憲法は、難民の地位に関する1951年国連難民条約およびその1967年議定書における定義に合致する人々に対する庇護および難民の地位の付与を規定しておらず、政府は難民に保護を与える制度を確立していない。政府は、実際に、ルフルマン、難民が迫害を恐れる国への難民の送還に対するいくらかの保護を与えた。UNHCR と協力して政府は、UNHCR が面接しケースバイケースで難民と認定した個々の避難民に一時的な保護を与えた。

第3節 政治的権利の尊重：自分たちの政府を変更する国民の権利

憲法は国民に対し自分たちの政府を平和的に変更する権利を与えており、国民は普通選挙権に基づいて行われた定期的・自由・公正な選挙を通じてこの権利を実際に行使した。

この国は、普通選挙権に基づいて秘密投票による選挙が行われる多政党・議会制民主主義国である。M.P.は、少なくとも5年毎に選挙される。議会は300人の選出議員からなる。政党の指導者が選挙の候補者を指名する。一部の候補者は、気前のよい選挙寄付または個人的「贈り物」により政党指導者から指名を「購入する」といわれる。

BNP の指導者、カレダ・ジアが国際および国内監視団により公正かつ自由に行われたと判断された2001年の議会選挙後に首相(PM)となった。無党派暫定政府(CG)により監視された2001年の選挙は、散発的な暴力行為および孤立的不法行為の風潮の中で行われた。BNP は、イスラム協会(JI)、バングラデシュ Jatiya 党(BJP)、Islami Oikko Jote (IOJ)との4党連立政府を形成した。二大政党のBNP とアワミ連盟(AL)が政治舞台を支配している。

6月、AL は、1年のボイコットの後、議会に復帰した。しかし、AL は、9月、議長の議事が与党側有利に偏っていると主張して、再び議場を去った。AL は、この後、11月に議会に戻った。

腐敗が依然として問題であった。トランスペアレンシー・インターナショナル・バングラ

デシュ(TIB)は、9月に発表したその報告において、統治状態を改善しようとする努力が組織的腐敗から深刻な挑戦を受けていると指摘した。TIBのサンプル調査により、人口の90パーセントが土地移転登記中に公務員に賄賂を支払ったこと、STAに基づいて起訴された訴訟の67パーセント以上において治安判事、裁判所職員、弁護士が賄賂を求めたこと、チッタゴン港において港湾当局および税関に所属する公務員が輸出入業者から賄賂として毎年1億3,300万ドル(78億3,000万タカ)を得ていたことが明らかにされた。1923年の公務秘密法が腐敗政府官僚を公の調査から保護し、すべてのレベルにおいて透明性および説明責任を妨げた。

11月、政府は、3人構成の腐敗防止委員会の設置を発表した。年末現在、この委員会は十分に機能していない。

政府情報に対する一般市民のアクセスを規定する法律はない。その代わりに、公務秘密法が主として国家の安全の名の下に官僚を調査から保護している。

300議席の議会に7人の女性議員がいる。5月17日、議会は14回目の憲法改正法案を可決し、女性用の45議席を追加した。これらの議席は、政党間でその勢力比に従って分配されることになっていた。この45議席追加の討論に参加しなかったALは議会のこの改正に抗議し、国民により直接選ばれる規定を設けるという公約を満たしていないと述べた。10月、議会は新しい選挙手続きを詳細に規定する法律案を通過させた。しかし、女性の議員への選任は年末現在行われていない。一部の女性権利グループも同様な理由でこの改正に抗議し、高等裁判所にその正当性について異議を申し立てた。

4人の女性が首相の地位を含む閣僚の地位を占めている。10月現在で最高裁判所の79人の判事のうち、4人が女性である。

特に少数グループに議席を与える規定はない。少数グループに属する人々は人口の約17パーセントを構成しているが、議会の議席の3パーセント未満しか保有していない。

第4節 人権侵害主張の国際的および非政府調査に関する政府の態度

いろいろな種類の国内および国際人権グループが一般的に独立して政府による制約を受けずに活動し、人権問題に関する調査報告を行った。人権グループはしばしば政府を鋭く批判するが、特に一部の政治的に微妙な事案および主題については、自主検閲も行った。政府は、一部の個人人権擁護者に対し虚偽の主張を提起することにより、または国際人権活動家の再入国ビザの発給を遅らせることにより彼らを圧迫した。人権を擁護する宣教師も

同様な問題に直面した。情報機関による嫌がらせを報告した人権活動家もあった。たとえば、PRIP トラストの理事長、Aroma Dutta が 2001 の総選挙中に少数グループの権利のために闘ったので、政府はこの団体に対する外国の資金提供を阻止した。

この年、政府は、NGO に対する規制の強化および政治活動関与の阻止を狙いとする法案を作成した。しかし、政府は、NGO による抗議および開発パートナーから反対を受けて、この法案を議会から撤回した。

警察は 6 月 20 日までに NGO Proshika の会長 Kazi Faruque Ahmed を 15 回も逮捕していたが、この日、4 月の政府転覆陰謀に関与したとして同会長とその同僚 6 人に対する反乱煽動訴訟を提起した。警察は Proshika の本部を数回強制捜査し、文書を押収した。7 月 26 日、Ahmed は保釈された。政府は、Proshika が前の選挙で AL の運動を援助したといわれることから、このグループに狙いをつけた(第 1 節 d 参照)。

8 月 21 日、RAB チームは、第 54 条に基づいて、非暴力インターナショナルのバングラデシュ支部会長、Rafiq Al Islam を逮捕した。彼の名前は、後に、武器法に基づいて起訴された被疑者リストに含まれた。地雷撲滅運動家の Islam は 9 月 19 日に保釈され、この訴訟は係属中である(第 1 節 d 参照)。

政府は、UNHRC および ICRC のような国際組織と協力した。しかし、ICRC は、この年の間、この国を訪問しなかった。12 月、UNHCR のアジア太平洋部長がローヒンギャの状態を調査するためにこの国を訪ねた。政府は、その選挙公約および繰り返し行った公式説明にも関わらず、国の独立人権委員会を設置する法律を制定しなかった。

第 5 節 差別、社会的虐待、人身売買

憲法は差別を禁止している。しかし、政府は、実際には、差別の除去を狙いとする法律を強力に施行しなかった。女性、児童、少数グループ、身体障害者は、しばしば、社会的および経済的不利益に直面した。

女性

家庭内暴力が蔓延した。信頼できない統計数字およびこのような暴力の報告に対する社会的禁止のために女性に対する暴力の数量化は困難であるが、報告された女性に対する暴力の多くは、結婚持参金に関する紛争に関連している。BNWLA によると、この年の間に夫が 155 人の女性を殺害し、35 人に非常な苦痛を与えた。Odhikar の報告によると、この年

の間に 166 件の結婚持参金関連殺人と 78 件の結婚持参金関連虐待事件の届け出があった。法律は強姦および物理的配偶者虐待を禁止しているが、配偶者強姦を罪とする具体的な規定は設けられていない。この年の間に、896 件の強姦が報告された。強姦のために 117 人の犠牲者が殺害され、13 人が自殺した。人権監視団体は、多くの強姦犠牲者が社会的不名誉を避けるために事件を報告しないので、実際の強姦件数はもっと多いと主張した。強姦犯人の訴追は一様でなかった。9 月、4 人の被告が 2003 年 4 月に少女を輪姦した罪で終身刑を宣告された。

売春は合法であるが、この年においてもやはり問題であった。合法売春の最低年齢 18 才は一般に当局により無視され、また、年齢の虚偽申告により回避された。未成年者の斡旋はめったに訴追されず、非常に多くの児童売春婦が売春宿で働いた。UNICEF は、この国で 10,000 人の児童売春婦働いていると推定したが、他の筋ではもっと多い 29,000 という数字を推定した(第 5 節の児童参照)。

法律は女性に対する一定の形式の差別を明確に禁止し、女性および児童に対して暴力を振るった容疑者について特別手続きを規定し、厳しい処罰を命じ、犠牲者に対する補償を規定し、義務懈怠または故意不作為の取調係官に対する措置を要求している。しかし、これらの法律の施行は不十分であった。2003 年 7 月、現行法に対する改正が承認され、結婚持参金犯罪に関する規定を弱めるとともに女性犠牲者の自殺結果を「不名誉な」行いとして位置づけた。

政府筋によると、社会福祉局は貧困者のために 6 カ所のホームレス・センターと 1 つの訓練センターを運営し、合計 2,300 人分の収容能力を持っているという。また、女性関連業務局は虐待された女性および児童のために 6 つの地方本部ごとに 1 つずつ、6 カ所の保護施設を運営している。2002 年、女性関連業務局はダッカにおいて安全保護センターを開所した。貧困者および苦境にあえぐ女性と児童に住まいを与えるために、BNWLA もダッカに 2 つの保護施設を持っており、また、他の NGO も小さい施設を運営している。しかし、これは犠牲者の保護施設需要の充足にとって不十分であった。その結果、政府は、しばしば、強姦被害を届け出た女性を「安全保護」下に置くとして通常は拘置所に収容した。安全保護は犠牲者のさらなる虐待を頻繁にもたらし、他の女性の被害届け出の気持ちをくじき、女性が釈放してもらえない期間もしばしば長期化した(第 1 節 c 参照)。9 月、安全保護の状態にいた女性は 184 人であり、320 人の児童を伴っていた。

女性に対する自警行為事件が—ときとして宗教指導者により(すなわち、ファトゥアを通じて)指導される—特に農村地域においてときおり発生した。これらの事件は、道徳的に有罪とされた女性に対するむち打ちのような処罰を含んだ(第 1 節 c 参照)。ASK は、この年の

間にこのような事件を 35 件報告した。たとえば、10 月 26 日、Shatkira 地区の村で農村の指導者が Papia Khatam を池の中で死んでいた私生児の母であるとの結論を下し、同女を村から放逐し、5 年間戻らないよう命令した。

酸攻撃が依然問題である。襲撃者は、女性およびますます多くの男性の顔に酸を投げつけ、犠牲者の顔を台無しにし、しばしば視力を奪う。Odhikar によると、この年に約 300 件以上の襲撃が発生した。Odhikar およびバングラデシュ Shisu Adhikar フォーラムの報告によると、191 件の攻撃が女性に対して行われであり、65 件は男性に、66 件は児童に対して行われた。酸襲撃の実行犯は、ほとんど訴追されなかった。2002 年、政府は女性に対する酸襲撃を減らすために酸の入手を制限する法律を制定したが、この法に対する意識の欠如および不十分な施行のためにその効果は限られた。新しい酸犯罪規制法は特別裁判所における迅速な訴追を規定し、また、一般的に保釈を認めない。この特別裁判所は全面的に効果的というわけではなかったが、酸監視財団によると 36 人が酸攻撃の廉で有罪を宣告された。

女性は、依然として社会において従属的地位に置かれ、政府は女性の基本権利を保護するため効果的に行動しなかった。イスラム家族条例は、相続、結婚、登録婚姻の離婚に関する伝統的イスラム法を制定している。農村地域における婚姻は、法の無知のためにときとして登録されなかった。

女性の雇用機会は、この 10 年間、主として輸出衣服産業(職員の 80 パーセントが女性である)の成長のために男性より多かった。政府および NGO により推進された少額短期融資の農村女性への拡張計画は、彼女たちの経済力を高めた。同一労働を行う男性および女性に関して賃金は、一般的に同等であった。

2003 年中に 60 人の女中が雇い主の手により行われたといわれる虐待のために死亡したが、それについて何も行われず、何事も期待されていない。行政改革委員会の 2000 年報告によると、女性は政府関係職業のわずか 12 パーセント、上級職のわずか 2 パーセントを占めるのみであった。政府関係職業に女性職員を増加する政府の政策は、限られた効果しか発揮しなかった。近年、政府業務への全採用の約 15 パーセントが女性である。

児童

政府は、児童の権利および福祉に一般的な責任を負っている。これらの作業の多くは、国内 NGO および外国 NGO により補完された。これらの合同作業により、この国において健康、栄養、教育の改善において相当な進歩が達成された。しかし、すべての児童の約半分

以上が依然慢性的栄養不良の状態にあった。

法律に基づいて、6才から10才の児童は第5級まで通学しなければならない。初等教育は、無償かつ義務である。義務初等教育は、一部には児童に金を稼がせるためまたは雑用をさせるために両親が通学させないことから完全に実施されていない。児童を通学させるための家族に対する政府奨励策は、ここ数年、小学校の就学率向上に大幅に貢献している。「普通教育運動」により提供された2001年の統計によると、学齢児童の80パーセントが男女ほぼ同率で就学している。2002年の報告によると、児童の70パーセントが第5級までの教育を修了し、中退率は24.3パーセントである。教育省の統計によると、学齢児童の97パーセントがこの年の間に学校に在籍した。政府は、第12級までの女子の教育を無償とし、また、第6級から第12級まで給費制を実施することにより女子の教育奨励を拡大した。男子児童は第5級まで無償教育を受けるのみである。

児童専用に指定されている政府の病院がいくつかあり、男女児童は政府病院を平等に利用できる。

人権グループによると、この年の間に、341人の子供が誘拐され、ほぼ1,401人が不自然な死亡を遂げ、660人以上が強姦、性的ハラスメント、拷問、酸襲撃のような重大な虐待の犠牲となった。児童人権活動家によると、この年の間に、児童の権利に関する意識の向上により児童に対する暴力はある程度減少した。

児童労働は依然として問題であり、しばしば、主として家事労働中の雇用主による虐待による児童の虐待をもたらし、また、ときには奴隷のような苦役および売春を伴っている(第6節c、d参照)。ときとして、児童は職場で重傷を負ったり、殺されたりした。人権監視団体の報告は、児童の遺棄、誘拐、人身売買が依然として重大かつ広範に及ぶ問題であることを示した。児童の人身売買が広い範囲にわたって行われた(第5節の人身売買参照)。

政府通信社バングラデシュ Shongbad Shongsta により公開された2002年報告によると、40万人のホームレス児童が存在し、そのうち15万人が両親を知らないという。両親の収監された児童のための施設はほとんど存在しない。

人身売買

法律は人身売買を禁止している。しかし、人身売買は重大な問題である。不道德または違法な目的の児童人身売買は、死刑または終身刑を招来する。政府は、人身売買の迅速な訴追のための措置を講じた。この年の間に、BNWLA は61人の人身売買犠牲者を助け、76

人の人身売買被疑者が逮捕・拘留され、16人の人身売買御者が有罪判決を受けた。女性および児童の抑圧事件を扱う特別裁判所により43件が処理された。これらの訴訟のうちの33件の被疑者は有罪の宣告を受け、10年から死刑までの処罰を与えられた。警察の他に、沿岸警備隊、バングラデシュ・ライフルズ(国境警備隊)、RAB、多数のNGOも人身売買の犠牲者の取り戻しおよび援助を行った。

政府筋によると、法律施行職員がこの年の間に147人の人身売買犠牲者を取り戻した。この年の間に発生した17件の事件において、犠牲者が脱出に成功し、警察に届け出た。政府は85人の犠牲者を家族に返し、9人を政府施設に送り、19人をNGO運営の保護施設に転送した。

売春を主な目的とし、ときには労働奴隷を目的として、主としてインド、パキスタン、バーレーン、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、国内目的地に対して児童と女性両方の広範な人身売買が行われた。一部の児童は、ラクダ乗りとして使役されるために中東へも売買された。

この年の間に、BNWLAは国内で314人の人身売買犠牲者を助け、UAEとインドから32人を送還した。人身売買者の逮捕容疑は、ときとして、正式書類なしの出国のような軽微な罪であるので、人身売買の廉で逮捕された被疑者人数の把握は困難である。女性・児童調査センター(CWCS)からの統計データを引用した2002年の新聞記事は、人身売買された児童のわずか1パーセントと誘拐された児童の55パーセントが2000年1月と2002年6月の間に救われたと述べている。CWCSによると、人身売買された大部分の児童は10才未満であるが、人身売買された少女はほとんど11才から16才の間である。

人身売買された女性および児童の正確な数は不明であるが、ある人権監視団体は毎年20,000人超の女性および児童が売春目的のためにこの国から人身売買されていると推定した。しかし、政府はこの数字を支持しなかった。ほとんどの人身売買された人々は良い仕事または結婚の約束に誘惑された。また、一部の人は国外における不本意な奴隷状態に追い込まれた。両親は、ときとして、貧困から逃れるために喜んで自分の子供を追い払った。未婚の母、孤児、その他通常の家族制度の助けのない人々も被害を受けやすい。外国に居住している人身売買業者は、しばしば、女性と「結婚する」ために村にやってくるが、実際のところ、その目的は目的国に到着した後に彼女を処分することである。彼女はそこでその新しい友人または夫により拘束労働者、未熟練労働者、または売春婦として売られる。犯罪者集団が人身売買の一部を行っている。インドとの国境の管理は、とくにJessoreおよびBenapole付近で緩やかであり、不法な国境通過を容易にしている。

人権監視団からの信頼すべき報告によると、数年来、警察および地方政府当局者が売春目的の女性および子供の人身売買をしばしば無視し、容易に買収されているという(第 1 節 c および第 5 節参照)。

数年来、警察の腐敗が女性および児童の人身売買を容易にしているという報告がある。しかし、この年の間にこれが発生したという報告はなかった。

多数の NGO および地域を基盤とする団体が人身売買防止努力、調査、データ収集、記録、擁護、意識形成、ネットワーキング、国境越えの協力、法律の施行、救助、リハビリテーション、法的矯正を通じてこの問題について活動している。たとえば、全国人身売買阻止ネットワークの「児童の人身売買および性的搾取に反対する活動」は、草の根組織にデータを頒布するとともに技術的支援を提供する情報提供センターを設立することにより、NGO と政府機関を連結するために活動した。地域開発協会は、被害を受ける可能性のある人々にそれらの人々が犠牲者にならない前に手を差し伸べるワークショップおよび援助提供計画を実行した。過去 3 年にわたる政府を含む NGO およびその他の関係者相互間の協力のおかげで、共通の統一されたネットワーク・プログラムが人身売買問題に対処するために策定された。

政府は人身売買問題に関する一連の政策および計画を策定し、この問題に対処するために多数の省庁にわたるプログラムを開始した。逮捕および訴追が大幅に増加し、政府は被害に遭いやすいグループの問題意識を高めるために全国人身売買阻止一大運動に着手した。しかしながら、この問題を処理する政府の能力は依然として限られている。政府のプロジェクトは、意識高揚運動、調査、議案通過運動、救助計画、リハビリテーション計画の実行を含む。政府は人身売買犠牲者の帰郷に対する支援を提供したが、政府運営の保護施設は一般的に不十分であり、かつ、運営も拙劣であった。

5 月後半、政府は、法律施行機関による人身売買阻止活動を監視する部署を警察本部に設けた。この部署は 6 月に機能を開始した。内相により率いられる省庁間委員会が警察部隊の活動および人身売買に関する事案の訴追を定期的に監視した。6 月初め、副検事総長が事案の訴追の調整にあたるよう指名された。政府は 64 の地区本部のそれぞれにも監視班を設けた。

村レベルにおける出生と婚姻の記録の欠如のような制約に関わらず、一部の人身売買事件は訴追された。保護施設容量の増加およびリハビリテーション・プログラムの作成においてもある程度の成功を見た。

身体障害者

法律は、身体障害者の平等な待遇および差別からの自由を規定している。しかし、実際には、身体障害者は、社会的および経済的差別に直面している。この法律は、障害の予防、処遇、教育、リハビリテーション、雇用、輸送可能性、擁護に焦点を合わせている。

社会福祉省は、政府職員および NGO 構成員からなる対策委員会を設立し、この委員会は身体障害者の総合的福祉を改善する行動計画を年末に採択した。

精神薄弱者を処遇する政府の施設は、不十分である。医学的および職業教育的リハビリテーションならびに障害者の雇用の分野にいくつかの私的構想も存在する。この年の間に、少なくとも 4 人の視覚障害者が政府の仕事のために雇用された。

先住民

部族民は、これまで、自分たちの土地の利用に関する決定に影響を及ぼす能力をほとんど持っていなかった。1997 年 CHT 平和協定は CHT における 25 年の反乱に終止符を打ったが、法律と秩序の問題ならびに人権侵害違反疑惑は、平和協定実施に対する不満と同様に継続した。部族個人とベンガル族入植者間の土地紛争を処理する土地委員会は、厳しい土地紛争の対処において効果的に機能しなかった。部族の指導者も反乱中にこの地域を去った人々に援助を提供する上で進捗のなかったことに失望を表明した。

前反乱指導者 Shantu Larma は、2003 年 12 月、2002 年における数回の同様な会合を足場にして PM と会談し、平和協定の実施、3 つのヒル地区における地方裁判所の設置、法と秩序を改善する制度的方法について討議した。それにも関わらず、9 月以降 CHT における暴力は続いた。人権団体によると、この年の間に、CHT における暴力により 41 人が殺害され、199 人が負傷した。同じ期間に、127 人が誘拐され、3 人が行方不明になり、106 人が逮捕された。

この年の間に、反乱の先頭に立っていたが、後に平和協定に調印した Parbatiya Chattagram Jana Sanghati Samity (PCJSS) が協定のすべての規定の早期実施を要求して道路を封鎖し、ゼネストを行った。CHT において財物強要および身代金目当ての誘拐が横行した。

PCJSS と協定反対部族グループの統一人民民主フォーラム(UPDF)は、Khagrachhari および Rangamati における誘拐のほとんどについて相互に相手を非難した。2 月 9 日、武装部

族青年団が Naniarchar の Shabekong で結婚祝賀会から UPDF 構成員 7 人を誘拐した。Rangamati におけるベンガル人および部族民絡みの暴力も報告された。

陸軍は、平和協定で要求されているすべての陸軍野営地の撤収という PCJSS 要求の部分的履行として CHT から 20 余りの野営地を撤収した。警察は、これらの野営地の一部で陸軍を引き継いだ。

他の地域における部族の人々もベンガル人イスラム教徒による土地の喪失の問題を報告した。2001 年、森林局が Mouluvibazar のキリスト教徒 Khasi 部族が主として居住している土地においてエコ・パークを開設した。土着の Khasis 族はこの土地に数世代にわたって生活してきたが、政府は彼らの所有権を認めなかった。政府は所有権を主張し、Khasis はその土地に不法に占有していると述べた。政府は、この年の間、エコ・パーク計画をゆっくり実現した。2003 年、政府は、Garo の人々と協議することなく、Garo 族父祖伝来の土地で Modhupur 国立公園開発プロジェクトを開始した。

その他の社会的虐待および差別

法律は、「男性、女性、または動物との自然の理法に反する」交接に対する処罰を規定している。実際には、この法律はめったに行使されなかった。しかし、HRW によると男性同性愛に対する社会的差別のために男性同性愛者は警察および地元犯罪者により攻撃され、強姦されたが、訴えるべき適切な救済手段を持たなかった。HRW は、男性同性愛者が財物強要の脅威に直面したことも報告した。HRW によると、HIV 予防業務を行う人々および HIV/AIDS を広める危険性の高いグループに対して相当な公的および社会的差別が存在した。

第 6 節 労働者の権利

a. 団結権

憲法は、組合に加入する権利、および政府の承認を得て組合を結成する権利を規定している。しかし、政府は、實際上、この権利を必ずしも尊重しなかった。合計労働人口は約 5,800 万人であり、そのうち 180 万人が組合に所属している。組合の大部分は政党の系列下にある。大きなインフォーマル部門で大多数の市民(75 から 85 パーセント)が働いているが、これに関する信頼できる労働統計はない。

法律によると、組合登録のためには職場の 30 パーセントが組合に参加しなければならない。

自称組合員は、理論的には、登録前に種々の活動に従事することは禁止され、この期間中、法的には雇用者の報復から保護されない。労働運動家はこの要件が特に小企業および民間部門における労働者の団結権を厳しく制限するものとして抗議し、国際労働機関(ILO)もこの30パーセント規定を改正するよう政府に要求した。ILOは、異なる複数雇用者により所有されている異なる複数職場の労働者から構成される組合の登録を禁止する規定の改正も政府に要求した。約5,450の労働組合の推定15パーセントが25の公式登録されている全国労働組合(NTU)センターに所属している。登録されていないNTUもいくつか存在する。

組合は高度に政治化しており、また、組合は国有企業およびチッタゴンの政府経営港湾のような公共機関において最強である。公務員および治安部隊の職員は、その高度に政治的な性格のために組合への参加を禁止されている。公営部門と民営部門両方の教員は、組合結成を許可されていない。

組合の登録官は労働裁判所の同意を得て組合の登録を取り消すことができるが、この年の間にそのような措置が取られたということは知られていない。産業関係条例の中に、登録済み組合または組合役員の民事責任の免責に関する規定が存在する。これらの規定の施行は一様ではなかった。輸送妨害のような過去の違法労働活動において、警察官がSPAまたは通常の刑法に基づいて組合員を逮捕したことがある。

労働組合員はILO会議に出席するために政府の許可を得なければならないが、過去数年と異なり、この年の間に許可申請が拒絶されたとの報告はなかった。

5月7日、Jatiyo Sramik Leagueに属している国際自由労働組合連合(ICFTU)の理事長である組合指導者がTogiの大会で演説中に狙撃され、負傷した。

ICFTUは、産業関係条例に基づいて国際労働組合権利に対する多数の除外があると述べた。これらは、組合員資格および組合役員の選出に関する制約、公務員の結社の活動に関する制約、輸出加工地域(EPZ)における団結権および団体交渉権に関する制約、ストライキ権に関する制約である。

b. 団結権および団体交渉権

法律は、雇用者による組合員および組合組織者に対する差別を明示的に禁止しておらず、実際に、民間部門の雇用者は、通常、組合活動を阻止し、ときにはそのために地元警察と協力した。組合登録官は、差別苦情について決定を下す。多数の事案において、労働裁判所は、組合活動のために解雇された労働者の復職を命令した。しかし、労働裁判所の全体

的な実効性は、容易ならぬ案件滞貨により阻害された。滞貨を減らすために、代わりの紛争解決技法が利用され始めた。

労働者による団体交渉は、労働組合登録官により団体交渉団体として合法的に登録された組合が労働者を代表するという条件の下で、合法的である。団体交渉は製薬、ジュート、繊維製品のような大規模民間企業においてときおり行われたが、高い失業率のため、大部分の労働者は職を失う心配から団体交渉を実行しなかった。小企業においては、一般的に団体交渉は行われない。

ストライキ権は法律において明確に認められていないが、ストライキは労働者の抵抗の一般的形態であった。ストライキは、1969年の産業関係条例において未解決苦情に対処する合法的手段として認められている。また、反対政治党派は、政府に政治的要求を充足させるための圧力としてゼネラル・ストライキを利用した。専門職協会または未登録労働組合に加入している一部の従業員がこの年の間にストライキを行った。山猫ストライキは違法であるが発生した。特に運輸部門において山猫ストライキがよく見られた。

Pantex 工場の 2003 年 11 月事件についても免許看護婦ストライキ参加者を警察が攻撃・殴打した 2003 年 10 月の事件についても進展はなかった(第 6 節 a 参照)。

重要業務条例は、政府に対し政府が重要であると宣言した部門において 3 カ月の間ストライキを禁止することを許容している。この年の間、政府はこの条例を課し続けた。すなわち、最初は、2002 年に、電力開発部、ダッカ配電局、バングラデシュ・ピーマン航空、チッタゴン港湾局、バングラデシュ石油公社に課した。

2003 年、政府はジュート工場における生産時間中の団体交渉権を認めないと発表した。過去において、政府はこの禁止を国営航空のパイロット、上水供給労働者、船舶従業員に課した。この禁止は 3 ヶ月間延長できる。政府は、ストライキまたはロックアウトの開始前または開始後にいつでもストライキまたはロックアウトを禁止し、労働裁判所に紛争を付託する権限を与えられている。

調停、仲裁の制度および労働裁判所紛争解決は、産業関係条例に基づいて制定された。労働者は、和解が失敗した場合にストライキを行う権利を持っている。ストライキが 30 日以上継続した場合、政府はそれを禁止し、裁決のために紛争を労働裁判所に付託できるが、近年これは行われていない。

この国にはいくつかの EPZ がある。7 月 14 日、議会は、EPZ における団結権の自由の制

限を認める法律案を可決した。この国の 5 つの EPZ は、労働雇用(永続命令)法、産業関係条例、工場法の適用を除外され、したがって、この地域の労働者は団結権、団体交渉権の保護、賃金、労働時間、安全・健康基準を規定する法律の適用から除外されている。これらの法律の規定の一部の代替規定が EPZ 規則により実現されたが、これら EPZ 地域の 128,915 人の労働者の組合結成は禁止されている。

c. 強制労働または賦役の禁止

憲法は、児童労働を含む強制労働または拘束労働を禁止している。しかし、政府は、この禁止を効果的に施行しなかった。工場法および店舗・設立物法は強制労働を規制する法律を施行する検査制度を制定したが、これらの法律は厳しく施行されなかった。その理由の一部は、施行するための資源が乏しいことである。大企業においては強制労働または拘束労働はなかった。しかし、多くの児童を含む多数の家庭内使用人が奴隷に類似する条件で働き、多くが物理的虐待を受け、ときには死に至った。家庭内使用人に対する暴力の報告が引き続き多数寄せられている。政府は、ときとして、家庭内使用人を虐待した雇用者に刑事裁判を受けさせた。多くの貧困家族は、代わりに、経済的な補償で和解した。女性および児童の人身売買が問題である(第 5 節参照)。

d. 児童労働の禁止および最低雇用年齢

広い範囲にわたる貧困のため、多数の児童が非常に若い年齢で働き始める。2003 年 11 月に発表された政府の国内児童労働調査によると、政府は 5 才と 14 才の間の約 320 万人の児童が働いていると推定した。就労している児童はエビ養殖を含む 200 種類の作業で見出されたが、そのうち 49 種類は児童の肉体的および精神的健康に有害と考えられた。児童は、ときに、職場で重傷を負ったり、死亡したりした。たとえば、1 月 17 日、13 才の児童が Savar の製糸工場で作業中にコンベヤ・ベルトに挟まれて死亡した。

児童は、他の家族構成員とともに小規模の零細農業で働くことが多い。労働時間は長く、給料は低く、条件は危険である。多くの児童が beedi (手巻きタバコ)産業で働き、また、18 才以下の児童がときとして皮革工業またはれんが産業の危険な環境で働いている。10,000 人と推定される児童が Southwestern Bagerhat 地区の小さい島の養魚場の有害な環境で 1 年に 5 カ月間毎日長時間働いた。養魚場所有者の児童に対する給与および給食は貧弱である。沿岸警備隊が定期的に児童労働者を救助し、故郷の村に戻している。

児童は、通常、家庭内労働を行う。政府は、ときとして、家庭内使用人を虐待した雇用者に刑事裁判を受けさせた。法律に基づいて、すべての児童は第 5 級、すなわち 10 才まで通

学しなければならない。しかし、この規定を施行する効果的な制度は存在しない。

輸出衣服部門を除いて、児童労働法は事実上施行されなかった。児童労働違反の刑罰は、約 4 ドルから 10 ドルまでの(228 タカから 570 タカ)名目的な罰金であった。ほとんどの児童労働者は、政府の監視が行われない農業およびその他のインフォーマル部門で雇用されている。

バングラデシュ衣服製造・輸出業者協会(BGMEA)、労働局、ILO が衣服部門における児童労働を排除する意志を宣言し、推定 4,000 の BGMEA 会員工場の検査を協同して行った。検査チームは、1 月から 8 月 25 日までの間にこれらのうち 11 工場で 23 人の児童労働者を発見した。児童を雇用した各工場は約 100 ドル(5,900 タカ)の罰金を科された。ICFTU によると、衣服産業における児童労働は相当に減少した。すなわち、1995 年には輸出工場の 43 パーセントが児童を使用した。2001 年までこの数字は 5 パーセント減って 38 パーセントとなった。前児童従業員は、UNICEF 支援の学校に通学している間の収入喪失を一部埋め合わせる少額の月額給費も受けた。

政府の非公式教育理事会、国際団体、一部の NGO パートナーが国内各地の都会スラムの就労児童に教育を与える計画を支援した。政府は、1994 年以来、ILO-IPEC に加盟している。ILO-IPEC 計画は、5 つの対象産業部門(beedi 製造、マッチ製造、皮革なめし、建設、児童家内労働)における最悪形態の児童労働を排除する 600 万ドルプロジェクトを含んでいる。2003 年 12 月現在で、19,874 人の児童が危険な労働から解放され、19,508 人が非公式教育訓練に出席し、7,623 人が正式学校教育に受け入れられ、3,060 人が職業教育前訓練を受けた。51 の beedi 産業およびれんが産業の雇用者が自分たちの工場には「児童労働は存在しない」と宣言した。

e. 容認できる労働条件

国の最低賃金は存在しない。その代わりに、数年ごとに招集される賃金委員会が熟練レベルに基づく範囲を使用して産業ごとに賃金および給付を設定する。ほとんどの場合、民間部門の雇用者はこの賃金構造を無視した。たとえば、衣服工業では、多くの工場が法定最低賃金を支払わなかった。そして小規模工場の労働者は給料支払いの遅延を経験すること、または最大 3 カ月を十分経過するまで「訓練生」賃金を支給されることが一般的であった。ICFTU によると、2001 年においてこの国の織物労働者の 21.7 パーセントが最低賃金を得た。EPZ における賃金は、一般にこの域外よりも高い。熟練産業労働者の公表月額最低賃金は EPZ の労働者については、約 58 ドル(3,400 タカ)であり、EPZ 域外の労働者については 45 ドル(2,650 タカ)であった。これは、労働者および家族にそれなりの生活水準を与え

るのに十分ではなかった。

法律は、1週あたり必須1休日の48時間労働標準を設定している。最大12時間の超過勤務を含む60時間の労働週が許容された。この法律の施行は十分ではなかった。

工場法は、職業上の健康・安全基準を名目的に設定している。この法律は包括的であるが、雇用主によりほとんど無視された。労働者はこの法律の規定の施行を求めて訴訟を起こすことができるが、しかし実際に訴追された案件はほとんどない。労働検査官の人数が少ないことと検査官間に蔓延する腐敗および非効率、これら両方のために、労働省の産業検査官による施行は不十分であった。高い失業率およびこれらの法律の不十分な施行のために、危険な労働条件の是正を要求したり、危険と考えられる作業への参加を拒否したりする労働者は職を失う危険を冒した。